

鈴木委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認め國務大臣及説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ夫々意見陳述ノ後本案ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決セリ

仍テ鈴木委員長ニ閉會ヲ宣ス

(午後四時四十七分閉會)

ブルガリア國ニ帝國公使館設置ノ件外一件審査委員會

昭和十四年六月二十六日(月曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

近衛議長

原副議長

審査委員長

石井顧問官

審査委員

石塚顧問官

南顧問官

松井顧問官

菅原顧問官

深井顧問官

關席者

有馬顧問官

國務大臣

有田外務大臣

説明員

黒崎法制局長官

森山法制局參事官

澤田外務次官

西外務省歐亞局長

三谷外務省條約局長

松島外務省通商局長

松本外務書記官

山田外務書記官

區
密
院

高岡外務書記官
柿坪外務事務官

村上書記官長

堀江書記官

高辻書記官

(午後一時三十分開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

有田外務大臣ヨリ本案ヲ必要トスル理由ニ付説明ア

リ

石塚顧問官ハ防共協定ノ強化ニ關シ質問ニ有田外務大臣防共協定ノ質的強化ニ關シテハ「ソ」聯ヲ對照トシテ既ニ獨伊兩國ト交渉ヲ重ネツツアルモ未ダ之ヲ發表スルノ域ニ達セズ曩ニ獨伊兩國間ニ締結セラレタル軍事同盟ハ歐洲ニ於ケル兩國ノ特殊環境ヨリ生ジタルモノニシテ帝國之ニ參加スルコトハナカレベキ旨ヲ説明ス顧問官ハ更ニ曩ニ公布セラレタル宗教法ノ對象トシテ回教ヲ明示セザリシ理由ヲ問ヒタルニ對シ同大臣ハ回教ハ日本ニ於ケ

區
密
院

ル歴史短カク信者亦少キニ由リ之ガ例示ヲ躊躇
シタルニ過ギズシテ別段外交上ノ理由ニ出ヅル
ニハ非ザル旨ヲ答フ

南顧問官ハ「ブルガリア」國ニ帝國公使館ヲ設置ス
ルノ理由及「イラーク」國ト英國トノ關係ニ付質
問シタルニ對シ有田外務大臣ハ公使館ノ設置ハ
「聯邦」ニ關スル情報ノ蒐集、「バルカン」方面ニ於ケ
ル歐洲列國ノ動靜ノ研究及同方面ニ對スル帝國
ノ經濟的進出ニ資セシメントスルモノナル旨、三谷
外務省條約局長ハ「イラーク」國ハ一九三二年國際

聯盟ニ加入ト同時ニ英國ノ委任統治ヨリ脱却シ獨
立ト認メラレタル旨ノ答辯アリ

菅原顧問官ハ「イラーク」國ニ産スル石油ノ輸入ニ關
シ質問シ松島通商局長ハ右ノ石油輸入額ハ最
近ニ於テ年百ニ三十萬圓程度ナル旨ヲ述ブ
深井顧問官ハ獨逸國ガ英佛兩國ノ態度如何ニ因
リ「聯邦」ト提携ヲ圖ルベシトノ最近ノ報道ニ關シ
政府當局ノ有スル情報及其ノ見解ヲ訊シタルニ
對シ有田外務大臣ハ「ヒソトラ」及其ノ率エル「ナチ
ス」黨ハ由來「コミンテルン」又ハ「ソ」聯邦ト俱ニ天ヲ戴

機密
機密
機密

區
密
院

カザルノ信念ヲ有シ防共協定ヲ成立セシメ更ニソノ
 強化ヲ圖リツツアルモノニシテ右ノ流説ハ英佛ノ
 懸引又ハ一部獨逸人ノ意見ニ過ギザルベク政府ニ
 於テハ既定ノ方針ニ從フベキ旨ヲ説明ス
 石塚顧問官及南顧問官ハ帝國在外公館ニ附屬スル
 陸海軍武官ノ命令系統及其ノ報告ニ關シ質問アリ
 有田外務大臣ハ駐在武官ハ參謀本部ニ隸屬シ其ノ
 報告ハ直接之ニ對シテ行フモ其ノ觀察ハ事實上大
 公使ニ報告セラレ居ル旨ノ答辯アリ
 原副議長ハバルカン諸國ノ英佛等ノ民主主義國

家及獨伊等ノ全體主義國家ニ對スル向背關係ヲ
 質問シタルニ對シ有田外務大臣ハ前者ニ屬スルモノ
 ハ希臘、トルコ、後者ニ屬スルモノハ「ハンガリー」「ブル
 ガリア」向背明確ナラザルモノハ「ユーゴスラヴィア」
 「ルーマニア」ノ諸國ナル旨ヲ答フ同顧問官ハ更ニ
 ソノ聯ノ對外策ニ關シ質問シ同大臣ハ英佛ニ對シテハ
 同盟條約締結ノ問題アルモ獨トノ關係ニ於テハ中
 立的態度ヲ採リ戰爭ヲ回避スルモノト認メラル旨
 ヲ述ブ同顧問官ハ最後ニ回教諸國ノ情勢及「イラー
 ク」國ヲ選ビテ帝國公使館ヲ設置シタル理由ヲ問

ヒタルニ對シ三谷外務省條約局長ハ「アラビア」地方ニ於ケル回教諸國ニハ「イラーク」「サウディ」「アラビア」「イエメン」及「ヘヂヤス」ノ諸國及英國ノ委任統治區域タル「シリア」及「パレスタイン」アリ獨立國ハ何レモ國家的勢力薄弱ナルモ近時國民思想勃興シツツアリ其ノ間英佛及獨伊ノ二大勢力錯綜シ「イラーク」ハ英國「ヘヂヤス」ハ伊國ノ勢力下ニアリ「イラーク」ニ帝國公使館ヲ設置セントスルハ同國ガ政治上、經濟上及交通上重要ナル位置ヲ占ムルガ故ナル旨ヲ説明ス右終ツテ委員長ハ質問終了ト認メ國務大臣及説明

員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ意見陳述ノ結果本案ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキモノト全會一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ作成ハ之ヲ委員長ニ任スルコトニ決ス

仍テ石井委員長ハ閉會ヲ宣ス

(午後四時閉會)

軍事保護院官制外三件審査委員會

昭和十四年七月三日(月曜日)本院事務所
於之開會

出席者

近衛議長

原副議長

審査委員長

河合顧問官

審査委員

區
審
院

報
密
附